令和３年11月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和３年11月11日（木）　13時30分より

場　所　　森の息吹　　大会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：12名　　欠席：1名

３．農業委員出席者

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	出席
	3	松丸	山口　賢三	出席
	4	豊岡前	毛利　彰男	出席
	5	吉野	太田　善英	出席
	6	延野々	石田　芳久	出席
	7	奥野川	品田　壽和	出席
	8	―	山本　吉和	欠席
	9	豊岡後	関本　五郎	出席
	10	―	松比良八重子	出席
	11	蕨生	岡本　　博	出席
	12	目黒	河野　繁禧	出席
	13	富岡	加賀田幸二	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	小林　健一	欠席
	山木　幸三	欠席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　純一	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小西　　亨
農業委員会事務局次長	中平　大介
農業委員会事務局主事	岡本　　渉
農林振興課係長	石川　玲子

４．議長選出他

議長	村田　和宏
会議録署名委員	岡本　　博
	河野　繁禧
会議書記	岡本　　渉

５．閉会の日時

令和３年11月11日（木）　　14時40分

６．議事日程

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第３号　農業振興地域除外申請に伴う意見決定について
議案第４号　遊休農地（荒廃農地）の農地・非農地の判断について

７．会議の概要

小西事務局長	みなさんこんにちは。だいぶ寒くなりました。11月の定例の会を始めさせていただきたいと思います。それでは開会にあたりまして会長のほうからご挨拶をお願い致します。
村田会長	こんにちは。町内も柚子のほうでかなり色づきまして、最盛期ですけどちょっと今、三日か四日中休みみたいに休みになっとるんですけど、くれぐれも気をつけて収穫にあたっていただいたら思います。また天候のほうもこないだまで、よいよ暖かかったんですけど急に寒くなりまして、毎日雨が降ったり止んだりなんかこう、仕事に行こうか行くまいか悩むばっかしで、今日も晴れたり、ちょっと

雨が降ったり、仕事にはむかんような日になりました。今日も大勢の方が参加をいただきましてありがとうございました。あとからまた事務局のほうから話あると思うんですけど、推進委員さんの事でこないだ松山のほうでも話が出とったんですが、推進委員さんが180日ほど日を勤めるとかせないけんいうて、国のほうから言われとるらしいんですけど、どこもそれは絶対受け入れはせんという事になっとります。あとからちょっと他の事と一緒に出るかも分かりませんけど、よろしくお願いします。

それでは早速議事のほうに入りたいと思いますけど、議事録の署名委員なんですけど、11番の岡本委員さん、12番の河野委員さんお願い致します。

４番の報告事項なんですけど、事務局のほうで。

岡本主事　失礼します。私のほうから本日の委員会の案内のほうにも同封しておりましたが、12月６日の月曜日に農業委員さんと推進委員さんの研修会が農業会議主催で行われます。それの出席のご確認をさせてもらったらと思っております。会が終わったあとに私のほうまで報告していただいたらと思います。場所は役場のコミセンのほうで会議室を設けまして、そこでWeb会議方式でテレビの大きい画面を見ながら受けるようになりますので、今までは宇和島とか時には大洲のほうまで行ったりしていたんですが、それよりは非常に受けやすいようになっておると思います。是非積極的なご参加をお願い致します。

もう一点、先ほど村田会長からおっしゃっていただきました活動日数の目標についての話なんですが、経緯からざっくり説明します

と、規制改革会議というのが昨年くらいからありまして、ちょっと前に話題になりました河野太郎さんが大臣をされとったとこですね、いろんな行政関係の組織の在り方の改善とかそういう話をされておったんですけれども、農業委員会組織の関係のところで話があった時に、農業委員会の活動の成果がなかなか見えづらいという話がありました。国のほうでは令和５年度末までに農地の八割を担い手に集積するという目標があったりする訳なんですが、その達成の割合も昨年度末時点で全国で五割ぐらいというところで、ほんとに八割いくのかという話から始まったりするんですが、その中で農業委員さん推進委員さんそれぞれの活動をどこの組織もされておるんですけれども、活動を見せるべきだというところから始まって、特に推進委員さんにおかれましては現場活動が主というところでありますので、そういうところで年間の活動日数を180日程度するべきではないかというような話が国のその会議のほうでありまして、それで農水省のほうがそのようにやって下さいねというお達しが出ておりました。かといってうちもそうですが、全国どこも農業委員さん推進委員さんというのは現役の農家さんでありますし、特に認定農業者の方が過半以上を占めないといけないという前提の法律の中であるので、そういった中で180日というのは当然無理だろうというのが全国どこの組織からも出まして、我々も早い段階でその話を聞いてはおったんですけど、そのまま皆さんにお伝えすると混乱を招くので、皆さんにお話ししていなかったんですが。そういった事もありまして目標で年間180日行動しましょうみたいな話は一旦白紙になって、そこら辺はやはりそれぞれの自治体に応じて、目標設定をするようにというところで現在お話を受けておりま

す。来年度のことなので具体的に、どういう方針で目標設定しましょうというのはまだ示されてはないんですが、今までの経過としてはそうなっております。かなりいろんなところで規制改革会議のほうが農業委員会にあれこれ言っておりまして、農水省からそれを受けて委員会組織に流れてくるんですけど、やらんといけんというのは分かっておるけれども、やはりできるところとできないところがあるというところで、ちゃんと達成できる目標にしないと現場もやる気を無くしてしまいますし、そういったところで調整を国のほうと農業員会組織の国の組織があるんですけれども、そこらへんで今やっていただいておるところです。正式な通知がおそらく年内か年明けぐらいには来ると思っておりますので、いろいろ決まりましたら改めてご紹介をさせていただきます。

以上です。何かありましたらまた言っていただいたらと思います。

村田会長　質問が無いようでしたら議事に入りたいと思います。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題として豊岡の委員さん説明をお願いします。

毛利委員　失礼します。４ページをご覧下さい。農地法第３条の規定による許可申請について、ナンバー10番、申請地は豊岡〇〇〇番地、地目田、面積が1,729㎡、所有権移転でございます。５ページに図が書いてあります。申請者、譲受人、住所北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、年齢〇歳、譲渡人、北宇和郡松野町豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳でございます。譲受人の営農状況でございます

が、農地利用状況は面積17,129㎡そのうち田んぼが5,500㎡、畑が11,629㎡でございます。作付け作物でございますが、水稲、野菜、柚子でございます。所有大農機具トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機。農作業に従事する者、本人と父。周辺地域との関係、農薬の使用については地域の取り組めに従い、環境に影響がないようにする。本人の希望によりまして田んぼではなくて野菜を作りたいとの希望でございますが、ちょうど家の近くでございますので、きちんと管理をしていただくであろうと思います。農地法第３条第２項第１号から第７号まで全て該当しておりません。よろしくご審議をお願いします。以上です。

村田会長　説明が終わりました。何か質疑ありませんでしょうか。〇〇さんいうのは認定農業者ですか。

石川係長　認定農業者になっています。それまで新規就農者いうことで、その期間が終わって昨年度の末くらいに認定農業者になられました。

村田会長　昨年度末くらいに新規就農者から認定農業者になっとるということです。

ご意見ないようであれば、申請の通り許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございました。

続きまして議案第２号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題として説明をお願いします。

岡本主事　失礼します。資料７ページをご覧下さい。農用地利用集積計画案の承認についてでございます。番号43番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々〇〇〇番、地目畑、面積が995㎡です。使用貸借で20年間の契約となっております。図につきましては８ページをご覧下さい、こちら新規の案件です。

続いて番号44番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々〇〇〇番、地目畑、面積751㎡です。使用貸借で20年間の契約となっております。図につきましては９ページをご覧下さい、こちらも新規の案件です。

続いて45番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々〇〇〇番、地目畑、面積950㎡です。賃貸借で４年と８ヶ月の契約となっております。図は10ページをご覧下さい、こちらは継続の案件です。

続いて番号46番、貸人、宇和島市吉田町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、地目田、面積882㎡で、使用貸借で５年間の契約となっております。図は11ページをご覧下さい、こちらも継続の案件です。

続いて番号47番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、地目田、面積が内数になりますが、1,528㎡のうちの1,300㎡借りられるようになります。賃貸借で19年と11ヶ月の契約となっております。

図は12ページをご覧下さい、こちら新規の案件です。

続いて番号48番、貸人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が吉野〇〇〇番、地目田、面積が2,208㎡です。賃貸借で４年間の契約となっております。図は13ページをご覧下さい、これは継続案件です。

以上６件でございます。よろしくご審議のほどお願い致します。

村田会長　６件の説明が終わりましたが、なんか質問ありませんでしょうか、〇〇〇君の借るとこはそのまま桃が植わとるとか。

岡本主事　ここは３筆とも畑として使われるということで、特に〇〇〇さんと〇〇〇さんのところは、新しくキャベツを作られると聞いております。〇〇〇さんの分は桃が植わっておって引き続きされるということです。

村田会長　何も無いようでしたら計画通り決定でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　続きまして議案第３号「農業振興地域除外申請に伴う意見決定について」を議題とし、説明をお願いします。

石川係長　失礼します。資料が15ページから17ページになっておるんですが、お手元のほうにA4カラー両面印刷で資料も用意してありますので合わせてご覧いただいたらと思います。申請者が松丸在住の〇〇

○さんです。申請地は豊岡○○○番地、現況地目が畑で面積が299㎡です。変更後は宅地として自己住宅と駐車場に利用したいというお考えです。追加資料の航空写真のほうが土地が分かりやすいと思いますので、そちらを見ていただいたらと思うんですが、申請地の場所が旧の○○○のところから○○○のほうに坂を上って行ったところで、ちょうど坂を上り切る手前辺りになっております。申請者の方は現在町営住宅に住んでおりますが自己住宅を建築予定です。そちらの住宅に母も同居するため、将来介護が必要になってくることが予想されております。航空写真のほうに青で印をしてるところがあるんですが、そちらに申請者の方の姉妹が住まれて、お母様の将来必要になってくる介護のほうをご姉妹と協力してしたいということで、こちらの住居の近くで、候補地を探しておりましたが他に適当とみなされる土地がないので今回の申請となっております。航空写真の反対側にこういった形で土地を使うかというのを配置図で示しております。住宅を一棟と駐車場を２台分ということで特に不用なスペース等は無いのではないかと思っております。町の所見としましては、申出地は農用地区域の周辺部に位置していることから、農用地の集団化や農作業の効率等に支障を及ぼす恐れはないというふうに考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

村田会長　　説明が終わりましたが何か質問ありませんか。豊前の委員さん何かありますか。

毛利委員　　私も現場を見たんですけど、昔は竹がびっしり生えてかなり荒れ

とったんですが、今の現状ではきちんと竹も除けられて非常にきれいになっておりますので、非常に適当かと思います。

村田会長　特にご意見が無いようでしたら、申請の通り決定でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　続きまして、議案第４号「遊休農地（荒廃農地）の農地・非農地の判断について」を議題として説明をお願いします。

岡本主事　失礼します。資料19ページをお開き下さい。今年９月に松野町内各部落で農地パトロールを実施しました。その際に長年山林化しておって、今後農地に普及する見込みが無いというふうな土地については非農地判断をさせていただくというところで、今回挙げております11筆を農地パトロールの際に確認をさせていただきました。19ページなんですが今回判断の対象地になるところが11筆で筆数としたら田が３筆2,411㎡、畑が８筆2,936㎡、合計で11筆5,347㎡となっております。地図につきましては20ページから21ページ22ページとなっております。場所を簡単に説明させてもらったらと思うんですが、20ページなんですけれども20ページの地図の下のほうに土地がございます。左の位置見取図の上のほうに〇〇〇の場所があって、そこから南に１㎞以上離れて山の中でございます。ここが農地というのを今年始めて発見しまして、土地の所有者が〇〇〇さんなんですが亡くなられておって、権利もっとられる方もこっちにはお

られなくて所在が正直わからないところでございます。固定資産税を代わりに納められとる方がおられるんですが、その方と直接お話をしまして長年土地の管理もしてないということなんで、ここは農地としては難しいかなというところで判断をしております。道も無いと思います。続いて21ページが目黒の上目黒の一番奥のほう、〇〇〇の元のところになります。〇〇〇のすぐ隣の土地と今〇〇〇の事務所のあるところのすぐ上の辺りでございます。続いて22ページ〇〇〇の〇〇〇集会所から少し上がったところの道沿いになります。ここも20年以上耕作をしていないということで委員さんからお聞きしましたので、ここも非農地として判断できるのではないかと考えております。

今後のスケジュール的なところですが、本日非農地として判断するとして承認いただきましたら、土地の所有者又は未相続のところもありますので、相続権利者の方に非農地通知書をそれぞれお送りする予定でございます。まだ権利者の方の調査が終わってないので、それが済み次第、今月中くらいには発送をする予定です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたけど、地元委員さんは一緒に行かれて確認をされとると思うんですけど、何かありましたら。

岡本委員　蕨生〇〇〇の〇〇〇さんの分なんですけど、これを先日改めて所有者に確認したところシキビを植えて草も刈って管理しているそうですが、シキビやったら山になるんですか。

岡本主事　管理はされておられるんですね。そしたらまだ農地です。シキビは農地として判断できるので。

岡本委員　あとの〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんに対してはそのままの状態を見てもろた状態なんで、無理じゃろうと思うんですけど、〇〇〇さんの分に対しては毎年草を刈って管理はされとります。道下であまりわからんですけどねシキビだけなんで。

岡本主事　シキビで土地の管理もしてもらっているということでしたら、農地として見ることできるんでここの〇〇〇番の65㎡については農地として残すと。非農地判断の通知については本人の了解を得たりはしないので、こちらから農業委員会の判断として農地には該当しませんというふうなところにはなるんですが、それで仮にお送りしたとしても、土地の所有者の方がそれを受けて、ここは自分が農地として管理をするんで元に戻してくれと言うことでしたら、非農地判断は無くして、また改めて農地として管理をお願いするということにはなります。

岡本委員　本人には聞いて無いですけど、あとの人に対しては何年もそのままの状態なんで無理とは思うんですけど。

岡本主事　10番のところは農地であるというところで判断するというところだと思います。

村田会長　他でそういうのありませんか。

	無いようでしたら10番の〇〇〇さんの分だけちょっと除けとっていただいて、あとは非農地の判断をする。よろしいでしょうか。
（会場）	※会場より「はい」の声あり。
村田会長	あとは登記。
小西事務局長	登記は自分でしてもらわんといけません。農地台帳から非農地でいいじゃないかいうたら一回外して、農地台帳からは退くんやけど地目は登記せんと固定資産の台帳は基本は変わりません。農地台帳からは外します。登記上の地目は非農地判断ですぐに変わる訳じゃないけど、非農地通知書を持って登記所に行ったら、山林とか雑種地とか現況の地目に変える事ができます。すでに農地じゃないと農業委員会が判断することなので。
村田会長	10番除けただけでの非農地判断いうことになります。
矢野副会長	ご本人が登記の申請をされなかった場合はそのまま出されなかった場合は。
小西事務局長	地目は農地のままで残るんですけど、農業委員会が非農地判断した時点で、うちが管理しとる農地の台帳から除けるんですよ。税務の台帳とうちの台帳がずれることになるんですけど、現況として農地じゃないものを農地として、この会で判断すれば扱わない。中には非農地判断の通知持って登記して農地から外しとる人も中には

おりますし、それをしない人もやっぱりおりますし。

村田会長　　それを荒らしたとこをきれいに戻して、農地としてもできる。

小西事務局長　それも当然あります。農地として管理したい、農地パトロールで見て非農地判断されたらそれは困るので、ちゃんとするけんねというてもう一回農地に戻す人もおります。そうしてもらう事のほうがうちはありがたいんですが、さっきの山ん中みたいになかなかなおらんようなとこは農地にはならんと思うんですけど。

村田会長　　以上で議事のほうは終わりたいと思います。

関本委員　　ちょっとかまいませんか。その事とは別に皆さんに心配してもろたのが、〇〇〇の土地が山になりよった状況でどうなるんかないうて心配しよったら、そこに栗でも柚子でも植えてかんまんやろかいう話がありまして、やれるんやったらやってくれんかいう事で、今どんどん広げていきよるんですが、私たち部落としてはよろこんで山じゃないようになると言ってしとるんですけど。そういうとこがまた小越の団地でもそういうことがあって、使ってもかんまんか言うけん、木を切ってもろうて何か植えてもかんまんというたら若い子がやろかいうことで、それでやれるんやったら、畑になるんやったらという話になって、進めよるような状況です。豊岡はそういう人が人口的にも減ってきたし、若い子がおらんような状況でいろいろと困っとるんですけど、前に話しとりました〇〇〇君がほとんどは田んぼ植わったようになっとるんですけど、何も作ってないよう

な状況になりよるいうようなことで、それを進めたらええが思うんですけど、そこの地区には農業を進めたらえいがいう子がおらんということで、困った状況になっとる。皆さんにお話しとりますけど、誰かやってみたい人があったら進めるようにお願いしたらと思います。以上です。

村田会長　どこの地域でも田んぼとして使えんようになって荒らしとるとこは結構多いんやけど、今認定農業者とか担い手の人にいうてあるけど、その人らが精一杯になっとるから、もう一人二人と増えたらその人がまたやれるんじゃないかなという気がするんですけど、あんまり一人に負担かけても、草も刈らずに耕作し始めてしまう。近所の人や若い人に声かけてもろて、こういう土地があるいう事やちょっと広めていただいたら、少しでも農地が荒れずに、お金になるかどうかもありますけど、少しでも農地を荒さんようにいうことで、管理できるんやないかと思います。

６番のその他で事務局のほうでお願いします。

小西事務局長　だいぶ時間過ぎました。申し訳ないんですが回数を重ねて提言書の内容については皆さんに意見を出していただいて、原案を作ってそれを見ていただきながらやっとここまでもって来ることができました。前回皆さんの意見をつけたものでこういうふうにとりまとめをしましたがということで、提言書の原案の部分については見ていただきまして、それ以降あまりそれについてのご意見がなかったので、それをベースに今回提言書のほぼこれで提出してはどうかというものをまとめて来ております。最終的には12月の委員会にかけ

てだそうかなという予定でしたが、ここまでとりまとめをすることができておりますので、できればもう原案をたたくことは、今日で最終にさせていただいて、12月のなると来年の予算とか業務計画を実際につくらんといけん時期入って来ますので、できれば12月早々に町のほうに提出をした方が、形的にもそれに合わせて農業委員会から意見をつけるという、意見を出すということにもなりますので、今日最後にして12月早々に町のほうへ出せるようにさせていただいたらなと思いますので、スケジュールとしてはそういうことでご了解いただいたらなと思います。

１枚目のページを打って無いのは普通に会長から町長に宛てて根拠をこう書いてこういうふうに出しますからという鑑文ですので、その辺は形式的なところで一枚めくっていただいたらと思います。ページで１ページついとるところ、頭に提言書と書いて一枚文書書いとるここが、前回は無かって今回提出するのに合わせて今の現状を捉えながら、どういう意味合いでこれを出すんですというのをまとめて書いたものです。私のほうで書かせてもろとるんですが、世界的な日本の国内状況とか世界の状況、環境との両立とかCO$_2$削減しましょうねとかSDGsとかこれから達成可能な目標を設定して、それによってその資本主義というかお金の問題だけじゃ無くて世界規模で環境を考えんと駄目ですよねというのが世界の風潮ですから、その中であって林業、農業というのはCO$_2$を削減する最たるものでありますので、そういう基準に則って農業を進めて下さいねというふうな文章をまとめて書いております。一番大きなコロナの影響を受けて社会情勢が大きく変わったり、人の考え方や物のとらえ方が変わった中で、松野の農業はそういうものも含めて、過疎

化と中山間地域の最たるもので、そういう中で農業をするのは非常に厳しい、そういう状況を踏まえて農業委員会が改正法二期目の終わりにあたって提言をみんなで考えてまとめたので重要視して下さいやということを提言書の頭には書いております。だいたいそういう内容でとりまとめをさせていただきました。２ページ以降は基本あまり内容が変わっている訳ではございません、前回提示した内容と中身は一緒です。です・ます調を若干やり替えて提出する文書に体裁を整えたぐらいのことであります。大きい柱は１，２，３，４とありまして、担い手の確保と農作物の振興と農地や施設の管理のことと最終的には次期の農業委員会の体制の整備をやってくれという、大きな四つの項目の内容を付けております。担い手の問題については担い手を確保してとか、一番の重要な問題でありますので、（１）にはその事を書いておりますし、若干わたしの考え方でつけとるのが松野から都会に出て定年を過ぎて向こうで暮らしよる人にせっかくやったらこの状況を踏まえて戻って来て家の農地を守りながら農業をやらんかなと、そういう事を町に警鐘してくれんかというような事を付け加えております。これができれば担い手がおらんじゃ無しに、自分とこの農地を自分で耕作すればいい話なので、これが一番手っ取り早い話じゃないかなと思っております。そういうことの警鐘をさせてもらっております。２番目は人の確保の問題とはちょっとずれるかもしれませんが、所得を上げる農業をしないと担い手ができませんよということで、そういう観点で所得をしっかり稼げる農業を進めてくれと、今コロナで物の売り方も非常に変わってきとるそういう時代でありますので、適材を捉えた販売をやってくれということを書いております。３番目が人・農地プ

ランのことです。これはみなさんにも時間かけて作っていただいて、作ったことが終わりじゃなくて、それを今から担い手で進めていくことが大事でありますので、人・農地プランを重視してやってくれよということを書いております。これは国のほうでも人・農地プランの扱いは若干もう少し法制化をするとか、もうちょっと重要度を増してやるというような意思表示がでておりますので、その点は重要かもしれないなと思っております。２番目が３ページに移りまして農作物のことで一つはお米のこと、みなさんからもたくさん出ておりましたし、松野の農地の農業の主体はやっぱり米の話を抜きにしてはできませんので、前回にも引き続いてこの部分はしっかりやってほしいということを書いております。（２）が特産品目と振興作物のことですので６次化も含めて桃、梅、柚子、栗そして施設栽培や露地野菜そういうものについてもしっかりやってくれとここには書いております。３番目からが農地とか農業施設のことであります。１番目耕作放棄地を対応してくれと、先ほど関本委員さんの話にもありましたけど、部分的には少し回復の兆しを見せているところもあります。そういうところを起爆剤に進めていくというのが大事じゃないかなと思いますし、大規模にやることも必要ですし、小規模に進めていくことも大事ですので、地道にやっていただきたいということです。４ページに移って（２）が有害獣対策のことですが、そこの（２）の中段からなお書きで、これはちょっとうちのほうで文書を付け加えさせていただいておりますので今までよりはプラスアルファの表現が出ています。これは何のことかといいますと、みなさんにも被害の状況調査にご協力をいただいておりますが、毎年捕獲とか捕殺とか計画を作るのに実際どれぐらいの被

害で、どれぐらいの有害獣がおるんぞという物的な根拠が必要になってくるので、それを蓄積するためにも皆さんもご協力いただいておるんですが、そこの計画の中に今シカとかイノシシとか大型の物のサルは書いとるんですが、やはりハクビシンであるとかタヌキ、野ウサギといった物の被害が増えとるのにそういう記載が今のとこありませんので、そういうものもちゃんと捕らえて、対策をしないとダメじゃないかということと、今、年間で駆除をしておるというのは捕殺といって、増えすぎたらいかんので年間通じて捕獲をしよるんですが、それじゃ無いことになると被害がでたら許可出してを繰り返さないけんなるので、途中で途切れたり年間やるにしてもそれを繰り返さないけんなるので、年間捕殺の計画で、年間通じて有害獣対策ができるというのが非常に効果的でありますが、そういうところの対応をしっかりしてないと、なかなか年間通じた捕獲はできませんので、そういう対応を引き続きやって下さいねという、ある意味そういうご意見をいただく方のためのアピール的な部分もあるかもしれませんが、農業委員会からもそういう観点でしっかり年間を通じた捕獲ができるように対応を引き続きやってくれという意見をつけさせていただいておりますので、その点はご了承下さい。（３）は老朽化した農業施設、農道の改修のこと、これも意見が出ておりましたので、そこが改修で使えなくなると農地自体の耕作を辞めてしまうということにも繋がりますし、人数が少なくなっていくなかでそれを維持するのはなかなか困難な状況です。そういうところを町のほうでも対応できるように検討してくれないかということを書かしていただいております。（４）も似たような話なんですがこれも圃場整備のことです。大規模なものから水利組合

とか小さい集落の単位を捉えた効果的な基盤整備をしっかりやることが大事じゃないかということで、これも皆さんからの意見を元に書いておるところでございます。最後のページがこれもさっきの話にも出ておりましたが、農業いうのは共同活動の最たるもので今まで農村を作って来た部分の大事なとこですが、技術が進むにつれ、人との繋がり無く農業ができる自分勝手に農業やったらそれでもなんとかなるなという話に繋がっていきがちですけれども、農村の根幹を作ってきた人と人との結び付き、共同でやっぱり農道にしても農地にしても水路にしても管理をしないと農業に結びつきませんので、そういう重要なところの継承を文化的な部分の意味も含めて重要視してくれということでここは書かしていただいております。みなさんからの意見も非常にたくさん出たとこでもありますので、項目を起こして書かせていただいております。４番目が最後になります。これは皆さんからの意見とちょっと関係はなかったところではありますけれども、事務局的に来期の農業委員さんの体制をしっかり作るということが重要になりますので、あえて書かせてもらっとる部分でございます。体制整備をしっかりするという事とこれも前回お話しましたが、国の交付金で最適化交付金というのがあります。活動をした事について割増し報酬を出すという交付金があります。実質的に委員さんの報酬を上げてくれという要望です。これは十分の十国の交付金で賄うことができます。町の持ち出しは無く、やれる部分を国のお金を取って、やることはちゃんとやるので、交付金で報酬の手当をして下さいという事を書かしていただいております。このことによって報酬を増額する部分の活動の明確化はしないといけないんですが、先ほど会長や岡本君の話にもありま

した規制改革会議の指摘の中に「農業委員会の活動を見える化せよ」ということは言われております。そういうことになるとどうしても、交付金を取っても取らんでも活動を皆さんに見えるようにしていかんといけんというのは必須になって来ますので、どうせそういう事でやらされるんやったら活動の交付金もいただいてしっかりやる事は見せて、成果を上げていくという事にしたほうがいいんじゃないかという事も考えておりますのでこれを機会に取り組んでやっていくというふうな意思表示をさせていただいとります。これは交付金をもらっても、もらわなくてもちゃんと活動を表に向いて出さんといけなくなるのは間違いありませんので、どうせやるんやったらもらえるものもらおうかというような事が非常にいいんじゃないかと思います。自分たちで自分らの報酬を上げよというのはなかなか言えませんが、これはあえて改選期で次の農業委員会のための活動の整備という事で提言はできると思いますので、このタイミングを逃すと３年向こうにしかこういう事言えなくなりますし、今回あえてこういう事は盛り込まさせていただいておりますがその点ご理解いただいたらと思います。

内容については前回の内容の通りでありますので、それを形式的にまとめまして、最終的には12月の頭に提言書として出させていただいたらと思います。以前、前の提言書は６年前に山口会長さんの時に法が改正される段階でその法改正に合わせて体制整備をして下さいねとか、お米の問題、かごもり市場の問題とか公社の体制整備とか、そういう部分をたぶん出しておったんじゃないかと思いますけども、今回は時間をかけて皆さんからの意見をまとめて出させていただいたので、より実態に応じた内容を捉えたものにできたん

じゃないかなと私のほうも思っておりまして、非常にそういう意味では具体性のある効果的な意見のとりまとめをさえていただいたと思っております。改めましてまたお礼を申し上げまして、町のほうへ提言させていただいたらと思いますので、よろしくお願いを致します。

村田会長　細かく説明がありましたけど、以前先月とその前とで皆さんからの話を事務局でまとめていただきまして、また新たなものも付け加えてもろうて提言書ができました。これはこのまま12月の始めに出してよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

関本委員　こういう話出していいかどうかわからんけど、今の状況日本の経済の問題が出たときに米が一番安なって一万二千円取れんようになっとるという心配が出よるんやけど、農業で松野町出とりますけん、こういうように米が下がっていっとる計算をしてみたら、機械を買うて肥料をやってなにして言いよったら全然取るとこ無い、日役かけとる分取れんなる、そういう状況をどがいするか、これなかなか難しい問題ですけどそこら辺はやっぱ心配しとかなんだらどがいなるんかな、ただ耐えて物事が進むかないうことを私は心配してます。進めてもろたら思います。

村田会長　皆さん米を作られとるから分かると思うけど、赤字で米を作りよる状態ですので、是非ともブランド化いうか、前会長も言われよっ

たんですが、ちょっとでもブランド化して、ほんの少しでもいいから他所よりも高く売るように、農協とかや無しに個人的にどっかでとりまとめてやったらええがなという話も出て、実現できずにそのままになったんですけど、少しでもお金が取れるやり方で、農業がやれたらいいかと思います。是非とも役場のほうにも。

日にちはまだわかりませんが、12月に入って町長のほうに渡したいと思います。

他何かその他でありませんか。無いようでしたらこの会を終わりたいと思います。閉会のあいさつを矢野副会長お願いします。

矢野副会長　今の提言書ほんとに松野町の農業の抱えてる問題点をどのように進めていったらいいかいう事が書かれてあったんですけど、先ほども関本委員さん言われたように実行可能な内容にして、農業委員会みんなで実行していかないといけないなという事が分かりました。柚子取りで忙しいとこ今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。